

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年5月13日規則第12号

(下水道事業分担金の納付等)

第18条 区域外使用者は、条例第12条の規定する下水道事業分担金（以下「分担金」という。）を、市長が定める期日までに納入しなければならない。

2 分担金は、条例第4条の規定により算出した額から第8条第2項に規定する前納報奨金に相当する額を減じた額とする。

3 市長は、分担金の納付対象となった土地が、条例により賦課対象区域となったときは、当該土地に係る負担金を免除するものとする。